

会計室人材育成推進委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 会計室における人材育成に係る事項について検討し、会計室人材育成計画を効果的に実施・推進するため、会計室人材育成推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）人材育成に係る計画等の策定及び計画の実施に伴う進行管理に関すること。
- （2）その他人材育成に関すること。

（組織）

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、会計室長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、審査課長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けた場合は、委員長の職務を代理する。
- 6 委員は、出納課長及び審査課担当課長をもって充てる。

（会議）

第4条 推進委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（推進部会の設置）

第5条 推進委員会に係る事項の検討、調査等を行うため、推進委員会に室人材育成推進部会（以下「部会」という。）を置く。

（部会の組織）

第6条 部会は、審査課長、出納課長、審査課担当課長、審査課審査第1係長、審査課審査第3係長、出納課出納係長及び出納課会計企画係長をもって組織する。

2 部会長は、審査課長をもって充てる。

3 部会長に事故があるときは、出納課長がその職務を代理する。

(部会の会議)

第7条 部会の会議は、適宜、部会長が召集する。

2 会議には、必要に応じて、関係する職員を参加させることができる。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、審査課審査第1係において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月8日から施行する。